

⇩ 確定申告をすれば税金が戻る人

Q : 私は、昨年に会社を退職しました。年末調整ができていないのですが、どうすればいいですか？

A : 還付申告(確定申告)をすれば、税金が還付されます。

【解説】

給与所得者で、平成16年の途中で退職し、その後、就職しなかったため、年末調整が受けられなかった人は、還付を受けるための確定申告書を提出すれば、税金の還付を受けることができます。

また、次のような人も確定申告をすれば、税金が戻ってくるようになります。

1. 自己や自己と生計を一にする親族の医療費が多かったため(10万円超が目安)医療費控除が受けられる人
2. 国や地方公共団体、日本赤十字社などに寄付をしたため、寄付金控除が受けられる人
3. 住宅ローンを組んで、住宅の新築、購入又は増改築をし、そこに居住している人で、住宅借入金等特別控除が受けられる人
4. 特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に寄付をしたため、政党等寄付金特別控除が受けられる人
5. 公的年金等に係る雑所得以外に所得がない人
6. 退職所得がある人で、源泉徴収された所得税について定率減税の適用が受けられる人など

